

資料1 滝沢市空家等対策協議会について

滝沢市空家等対策協議会について

1 趣旨

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等、空家等の対策のために必要な事項を協議するため、法第7条第1項に規定する協議会を設置しました。

2 根拠法令等

● 法第7条

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

● 滝沢市空家等対策協議会設置条例

3 協議事項

- 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- 特定空家等の認定に関すること。
- その他空家等に係る施策の推進に関すること

4 委員任期

令和3年7月1日から令和5年3月31日まで

5 開催スケジュール

(1) 令和3年度スケジュール

➤ 第2回（11月頃開催）

- ①滝沢市空家等対策計画（素案）について
- ②滝沢市特定空家等認定基準（素案）について

➤ 第3回（3月頃開催）

- ①滝沢市空家等対策計画（案）について →3月末公表予定
- ②滝沢市特定空家等認定基準（案）について →3月末告示予定

(2) 令和4年度以降のスケジュールについて

空家等対策計画の実施状況の確認や中間見直し、特定空家等の認定に関することなどについて協議するため、定期的に協議会を開催する予定です。